

平成 27 年 10 月 13 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名  
東京都千代田区丸の内二丁目7番3号  
東京ビルディング

産業ファンド投資法人  
代表者名 執行役員 倉都康行  
(コード番号 3249)

資産運用会社名  
三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 辻 徹  
問合せ先 インダストリアル本部長 深井 聡 明  
TEL. 03-5293-7091 E-mail: iif-3249.ir@mc-ubs.com  
URL: <http://www.iif-reit.com/>

## 資産運用会社における組織の変更等に伴う業務の内容又は方法についての変更届出等 提出の決定に関するお知らせ

産業ファンド投資法人（以下「本投資法人」といいます。）が資産の運用を委託する資産運用会社である三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）は、平成 27 年 10 月 9 日に開催した取締役会において、金融庁長官に対して金融商品取引法第 31 条第 3 項に基づく業務の内容又は方法についての変更届出及び金融商品取引法第 35 条第 3 項に基づく変更届出等を行うことを決議するとともに、組織の変更を行うことについても決定しましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 投資運用業に係る業務方法書の変更

##### (1) 変更の内容

本投資法人の投資主総会において規約の一部変更に係る議案が承認可決されたことに合わせて、投資対象資産に以下を追加する等の変更を行うものです。

- ① 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。その後の改正を含みます。）第 2 条第 6 項に定める算定割当量その他これに類似するもの、又は排出権（温室効果ガスに関する排出権を含みます。）
- ② 再生可能エネルギー発電設備（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。その後の改正を含みます。）第 2 条第 3 項に規定する再生可能エネルギー発電設備をいいます。）
- ③ 公共施設等運営権（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。その後の改正を含みます。）第 2 条第 7 項に規定する公共施設等運営権をいいます。）
- ④ 施設の所有者から付与された、当該施設の運営等（運営及び維持管理並びにこれらに関する企画をいい、サービスの提供を含む。）を行い、利用料金を自らの収入として収受する事業を実施する権利

##### (2) 変更日

平成 27 年 10 月 9 日

(3) その他

本変更に関し、金融商品取引法第 31 条第 3 項に基づく投資運用業に係る「業務の内容又は方法についての変更届出」を金融庁長官宛に行います。

2. 兼業業務の変更届出

(1) 変更の内容

平成 22 年 2 月 17 日付で届出を行った金融商品取引法第 35 条第 3 項に基づく兼業業務について、以下のとおり一部変更及び廃止を行います。

- ① 宅地建物取引業又は宅地若しくは建物の賃貸に係る業務及びこれに附帯する業務（金商法第 35 条第 2 項第 4 号及び金融商品取引業等に関する内閣府令第 68 条第 24 号）について、本投資法人の他に運用を受託している日本リテールファンド投資法人（以下「JRF」といいます。）がラサール ジャパン投資法人との合併に伴い承継した資産における転貸借の媒介に加え、本資産運用会社が運用を受託する他の運用資産の賃貸借の媒介についても行うことができるよう、兼業業務の範囲を拡大します。
- ② 不動産の管理業務及びこれに附帯する業務（金商法第 35 条第 2 項第 7 号並びに金融商品取引業等に関する内閣府令第 68 条第 14 号及び同条第 24 号）については、JRF がラサール ジャパン投資法人との合併に伴い承継した住宅物件の管理を想定していましたが、当該承継資産はすべて売却済であること等を踏まえ、廃止することとします。

(2) 変更日

平成 27 年 10 月 9 日

(3) その他

本変更に関し、金融商品取引法第 35 条第 3 項及び同条第 6 項に基づく届出を金融庁長官宛に行いません。

3. 組織変更

(1) 変更の内容

本資産運用会社において、平成 27 年 10 月 9 日付で、MCUBS MidCity 株式会社の子会社化を含む本資産運用会社における事業範囲の拡大等を踏まえ、効果的かつより着実な意思決定体制を構築するとともに、MCUBS MidCity 株式会社を含む本資産運用会社のグループ全体の内部統制体制の充実を図るべく、平成 27 年 12 月 1 日を効力発生日として、総合企画室及び内部統制室の新設並びに諮問機関として執行役員会を設置することが決定されました。

なお、変更後の組織図については、別紙をご参照下さい。

(2) 変更日

平成 27 年 12 月 1 日（予定）

4. 業績への影響等

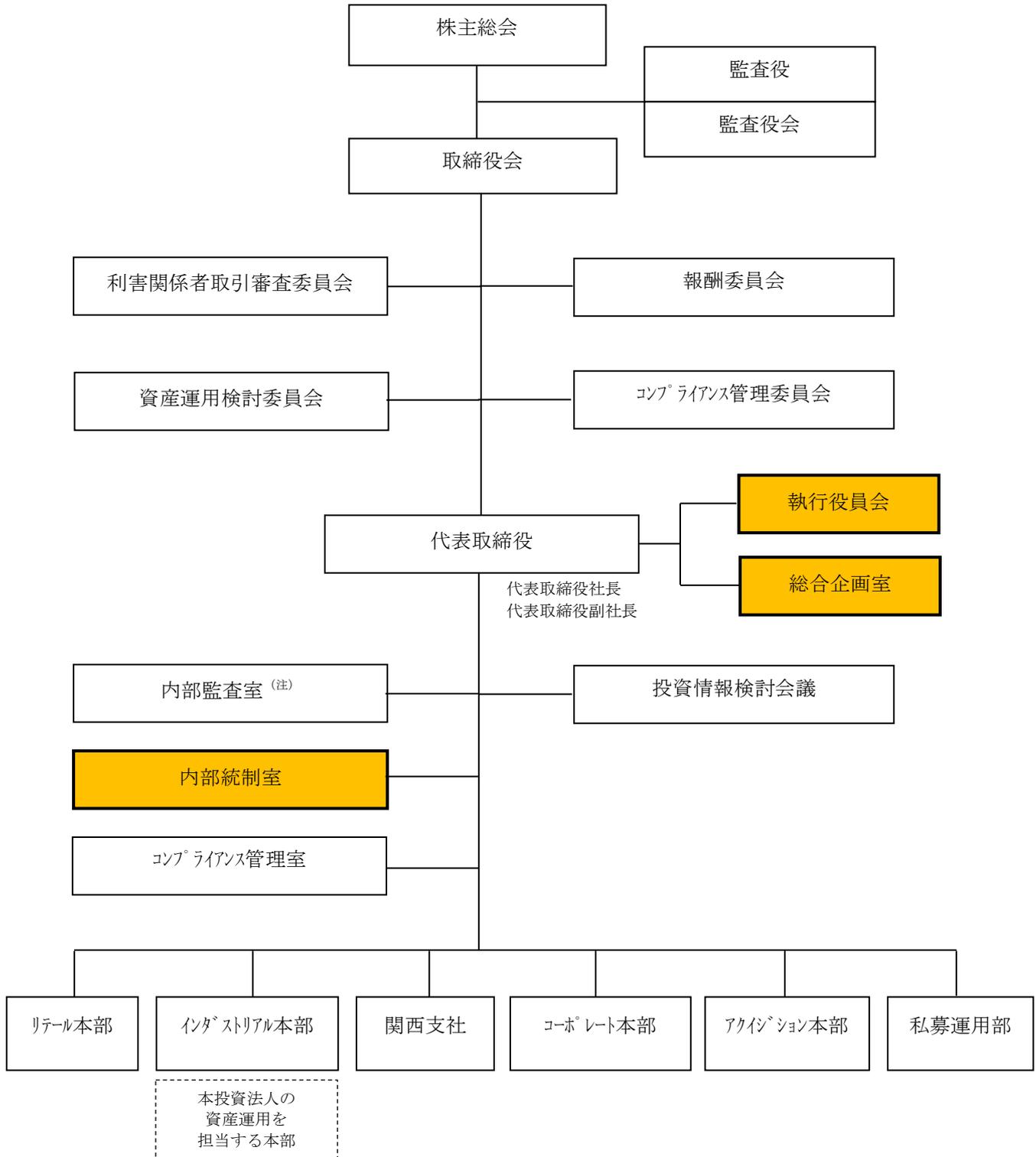
本件による本投資法人の平成 27 年 12 月期（第 16 期：平成 27 年 7 月 1 日～平成 27 年 12 月 31 日）の運用状況への影響はなく、運用状況の予想に変更はありません。

以上

別紙

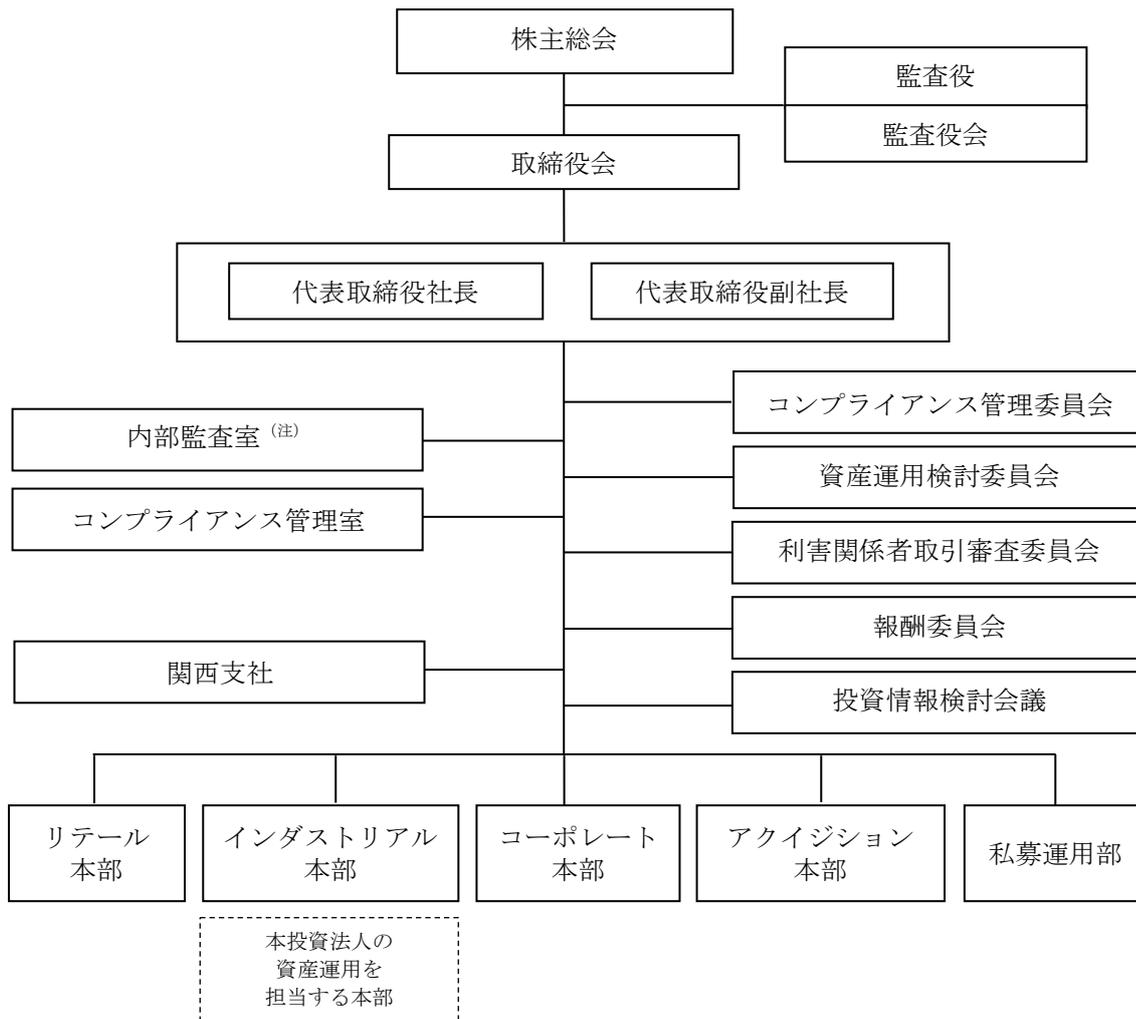
変更後組織図

 : 平成 27 年 12 月 1 日付で新設



(注) 内部監査室長は、副社長が兼任しています。

【ご参考】 現行の組織図



(注) 内部監査室長は、副社長が兼任しています。